

重要事項説明書

《事業の目的と運営方針》

私たちは、要介護状態になった利用者様が、可能な限り、その能力に応じてご自宅で自立した日常生活を営むことができる様に援助いたします。

私たちは、利用者の人としての尊厳を重視し、公正中立な立場で支援を行います。

私たちは、地域への奉仕貢献する自覚と誇りを持ち、常に信頼される福祉を目指します。

1. 提供するサービス内容・提供方法

ケアプランの作成・申請代行・給付管理を利用者及びその家族と連絡を取りながら行います。

2. サービスの相談窓口・担当職員

電話：086-898-2212 （午前9時～午後5時）

担当：水藤 素子（管理者）

3. 事業所の概要

(1) 指定番号およびサービス提供地域など

法人名	株式会社ジースリーメディアック
法人所在地	岡山市北区津島東1丁目3番4号
代表者名	代表取締役 森田 茂伸
電話およびFAX番号	電話 086-253-3912 FAX 086-253-3913
事業所名	れもん居宅介護支援事業所
所在地	岡山市北区津島東1丁目3番3号
電話およびFAX番号	電話 086-898-2212 FAX 086-898-2213
岡山県指定事業所番号	3370109195
サービスを提供する地域	岡山市岡北中学校区 及び 岡山市北区津島福居・津島本町

(2) 職員体制及び職務内容

管理者（介護支援専門員と兼務）：1名 管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、居宅介護支援の提供にあたります。

介護支援専門員：2名以上 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたります。

(3) 営業日および営業時間

営業日・営業時間	月～金 9：00～17：00
休日	土曜・日曜・祝日 および 8/13～8/15 および 12/29～1/3

4. 利用料・その他の費用

(1) 居宅介護支援費 介護保険から全額給付が行われますので、利用者負担は発生しません。但し、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。（詳細は別紙参照）

(2) 交通費 実施地域外の居宅介護支援に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり50円を実費として、有料駐車場を使用した場合はその実費を請求します。尚、支払いを受ける場合には、事前に文書で説明をし、同意をいただいてからとします。

5. 緊急時・事故発生時の対応

事業者は、居宅介護支援等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には速やかに主治医等への連絡を行います。また、主治医等へ連絡が困難な場合には救急搬送など必要な措置を講じます。サービスの提供により、万が一事故が発生した場合には、迅速に市町村・利用者のご家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。その後事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、再発防止策を講じます。また損害賠償の責めを負う必要があるときには速やかに応じます。

6. 秘密の保持

正当な理由なく業務上、知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしません。個人情報の取り扱いには、細心の注意を持って取り扱います。

7. 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を利用できるように支援を行います。

8. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、当該事業所の管理者を虐待防止に関する責任者に選定します。そして、虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する義務を果たします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

9. 利用者の意思に基づいた公正中立なケアマネジメント

利用者は、居宅サービス計画の作成にあたって、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができます。また利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

10. 医療機関との連携の強化

利用者が、病院又は診療所に入院する場合には、居宅における日常生活上の能力や、利用していたサービス等の情報を医療機関と共有する事で、利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を入院先の医療機関に伝えていただくようお願いします。

また、利用者が在宅生活でサービスを利用する上で、サービス事業者からの情報や、本人や家族との面談により、担当の介護支援専門員が解決すべき課題を認めた場合には、主治の医師や、歯科医師、又は薬剤師にその情報を提供し、円滑に連絡が行われる体制を整備します。

11. その他の運営に関する重要事項

従業者の資質の向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備します。

事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとしします。

12. 苦情処理の体制

利用者、家族からの苦情に、迅速かつ適正に対応し、改善に努めます。

13. 苦情処理窓口

申し立て先	内容
れもん居宅介護支援事業所 管理者 水藤 素子	対応時間 9:00~17:00（事業所の営業日） 電話 086-898-2212
岡山市介護保険課	電話 086-803-1240~42
岡山市事業者指導課	電話 086-212-1012
岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811

(別紙)

居宅介護支援事業所における介護報酬の内容説明書

当居宅介護支援事業所の居宅介護支援費等の介護報酬については下記の通りです。

■居宅介護支援費

要介護1または2 11,088円/月 (特定事業所集中減算となった場合は、9,046円/月)

要介護3,4または5 14,406円/月 (特定事業所集中減算となった場合は、12,364円/月)

■居宅介護支援事業所の体制及び運営に対して評価された支援費
下記の要件を満たすことにより特定事業所加算を算定します。

特定事業所加算 (Ⅰ) 5,298円/月 (①~⑫、⑮を満たした場合)

特定事業所加算 (Ⅱ) 4,298円/月 (②~④及び⑥~⑬、⑮を満たした場合)

特定事業所加算 (Ⅲ) 3,297円/月 (③、④及び⑥~⑭、⑮を満たした場合)

特定事業所加算 (A) 1,163円/月 (③、④及び⑥~⑬、⑮、⑯を満たした場合) ④⑥⑪⑫連携可

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- ③ 利用者に関する情報、留意事項の伝達等の定期会議を行う。
- ④ 24時間連絡体制を確保する。
- ⑤ 算定日の属する月の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の割合が4割以上である。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。
- ⑧ ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等への支援に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの件数が45名未満である。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における実習に協力体制を確保している。
- ⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
- ⑬ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。
- ⑭ 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置している。
- ⑮ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
- ⑯ 常勤かつ専従の介護支援専門員を1以上非常勤の介護支援専門員を1以上（他事業所との兼務可）配置している。

■初回時の支援に対する支援費

初回加算 3,063円/月

初回（新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）の居宅介護支援費に加算します。

■居宅介護支援事業所と関係機関等との連携に関する支援費

入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,552円/月

病院又は診療所に入院するに当たって入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を入院した日に提供した場合に加算します。

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,042円/月

病院又は診療所に入院するに当たって入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を入院した日の翌日または翌々日に提供した場合に加算します。

退院・退所加算	1回（カンファレンス参加なし）	4,594円、（カンファレンス参加あり）	6,126円
	2回（カンファレンス参加なし）	6,126円、（カンファレンス参加あり）	7,657円
	3回（カンファレンス参加あり）	9,189円	

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の退院又は退所に当たって病院、施設等の職員と必要な情報提供など連携を行った場合に加算します。

通院時情報連携加算 510円/月

医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から必要な情報提供を受けた場合に1月に1回を限度として加算します。

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042円/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1月に2回を限度として加算します。

ターミナルケアマネジメント加算 4,084円/月

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍に限る）に対して、死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問し心身の状況等を主治の医師及びサービス事業者提供した場合加算します。

個人情報の使用における同意について

1 使用する目的

介護保険法に関する法令に従い、居宅介護支援のサービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議、各サービス担当者及び主治医との連携、官公庁等の法律法令上の照会等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

居宅介護支援契約書の契約期間とします。